



岐阜県目的地充電インフラ設備整備 事業費補助金

観光施設等への普通充電設備の導入を支援します

◇補助対象者

県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と提携して駐車場を経営する者

◇補助対象事業

補助対象者が普通充電設備を整備する事業であって、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程に基づく補助金の交付を受けるもの。

◇補助率、補助上限額

- 定格出力が6 kW以上10 kW未満の場合
：補助率1/4以内 **上限175（千円）**
- 定格出力が6 kW未満の場合
：補助率1/4以内 **上限125（千円）**

◇募集期間

令和4年6月13日（月）～令和4年11月30日（水）
（センターの交付決定を受けた日から30日以内に申請してください。）

○詳細は、商工・エネルギー政策課ホームページ内以下のページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/227859.html>

※当補助金に関するお問合せは、原則、上記アドレスへの電子メールでの問合せのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。回答の返信までに、お時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

TEL：058-272-8835 FAX：058-271-6873

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp